

第三次西条市行政改革大綱の概要

行政改革推進課

◆第三次西条市行政改革大綱の概要

I これまでの取り組み

(1) 民間委託等	指定管理における指定期間延長（3年→5年）とモニタリングの推進
(2) 職員数削減	H22：1,032人→H26：979人 △53人
(3) 市民との対話	移動市長室・市政懇談会・定例記者会見の開催、 市内7公民館での住民票等の交付開始
(4) 財政の健全化	水道料金や体育施設の料金改定、 補助金等の見直し 4千3百万円縮減

II さらなる行政改革の必要性

(1) 人口減少と少子高齢化の進行	生産年齢人口の減少及び高齢者の増加
(2) 景気の停滞と厳しい財政状況	社会保障費の増加や公共施設の老朽化
(3) 時代の変化への対応	合併10年後の成果と課題への対応
(4) 地域の自立と協働のまちづくり	行政・市民・自治会・NPO法人・企業等 多様な主体の連携
(5) 総合計画に基づくまちづくり	「自己責任」と「自己決定」による主体性の確立

III 行政改革の4つの方針

方針1	スリムで質の高い行政運営システムの構築
方針2	自立性が発揮できる行政体制の確立
方針3	連携・協働によるまちづくりの推進
方針4	地方分権時代に対応した行財政運営の推進

IV 推進期間 平成28年度から平成32年度まで 5年間

V 4つの方針ごとの重点目標

◆実施計画に掲載した取り組み

方針	重点目標	具体的な取組み
方針1	事業・業務の見直し	(新) 統一的な事業・業務の見直し
		(新) 口座振替納入（領収）済書の廃止に向けた検討
	施設の有効活用の検討	(新) 公共施設等総合管理計画の策定
		(新) 市営住宅の効率的な整備
		(新) 社会教育施設などの整理統廃合や再生
		(新) 給食施設の整備、運営、食材の購入方法の検討
		消防団施設などの統合

方針	重点目標	具体的な取組み
方針 1	公営企業などの見直し	(新) 簡易水道事業への地方公営企業法適用
		(新) 水道料金の統一及び事業の統合
		(新) 小規模下水道事業の公共下水道事業への接続統合
		(新) 公共下水道事業への地方公営企業法適用
		(新) 交通災害共済のあり方の検討
方針 2	市民ニーズなどに 対応した組織づくり	組織機構と人員配置の見直し
		プロジェクトなどの活用
	給与の適正化及び女性登用	給与制度などの適正化
		(新) 各種審議会への女性の登用
	地方分権時代に相応しい 人材の育成	人材育成基本方針に基づく計画的かつ体系的な研修の実施
		職員の待遇改善
		人事評価制度の効果的な運用
	サービスの向上のための 体制づくり	窓口サービスの充実
		(新) 地図情報の共有化、利用促進、市民公開
		(新) 電子入札制度の推進
		(新) 小・中学校へのICT教育の導入
	積極的な情報発信と情報収集	広報活動の充実
		(新) 西条うちぬき倶楽部による情報収集・情報発信
パブリックコメント制度などの活用		
方針 3	市民との協働	(新) 市民活動団体などの支援及びネットワーク化
		地域コミュニティ活動の支援
		活動主体との連携・協力
		(新) 公民館の情報発信の充実及び施設のバリアフリー化と耐震化
		自主防災組織の育成
		(新) 様々な人材（高齢者）の再発掘及び活用
	民間企業などとの連携	指定管理者制度の導入実施及びモニタリングの強化
		(新) 国際交流関係団体への支援・協力
		(新) 西条の魅力発信、おもてなしにおける民間団体との連携
		(新) 災害時の民間企業との連携
	行政機関・大学などとの連携	(新) 大学など高等教育・研究機関と連携したまちづくりの推進
		(新) 東予圏内の各市との政策連携及び共同事務の実施
		(新) 広域観光連携による石鎚山系魅力発信などの強化
		(新) 国民健康保険事業の県への移管推進
(新) 国や県との人事交流		
方針 4	経費の節減合理化、歳入の 確保など財政の健全化	中長期財政計画の策定
		(新) 統一的な基準による財務書類の作成と公表
		法令を遵守した適正な債権管理の推進
		市税の収納率向上対策の推進
		(新) ふるさと納税の促進
		市有財産の処分・貸付など有効活用
		使用料・手数料などの受益者負担の適正化の検討
		広告料収入など自主財源の確保
		公共工事のコスト縮減
		補助金の検証及び見直し

※（新）は、今回新たに実施計画に掲載し取り組む項目です。